

社会福祉法人 南都栄寿会  
一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 11 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの3年5ヶ月間

2. 内容

目標1: 小学校入学前までの子を持つ職員の勤務時間について、育児・介護等休業規程第 15 条の定めに加え、職員本人および子の状況に応じて柔軟な対応を行う。

<対策>

平成 29 年 11 月 1 日～ 職員の現状やニーズの把握を行う。

平成 30 年 1 月 1 日～ 対象職員に対し育児・介護等休業規程および当該制度の周知を図るため、個別に説明を実施。

目標2: 妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

平成 29 年 11 月 1 日～ 相談窓口設置についての検討を行う。

平成 30 年 4 月 1 日～ 相談窓口を設置。職員への周知を行う。